

令和２年度(2020 年度)
第２回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時

令和２年(2020 年)8月19日(水) 14時00分～16時30分

2 場 所

越谷市中央市民会館 5階 第6会議室

3 出席者

(1) 委員

石川会長、幸田副会長、近藤委員、番場委員、野田委員、橋本委員、堀内委員、井上委員、原委員、野口委員

(2) 事務局

総務部総務課：宮内課長、筋調整幹、近山主任、染谷主事

(3) 諮問実施機関

市民協働部市民課：中野副課長、杉山主幹、中村主事
行財政部情報推進課：坂田副課長、亨主任

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 報告事項

以下の３件について、事務局より説明及び報告を行った。

- (1) 令和元年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について
- (2) 令和元年度個人情報取扱事務の各種届出について
- (3) 令和元年度防犯カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの運用状況について

7 合意・決定事項等

- (1) 特定個人情報保護評価書の第三者点検について
意見照会の内容について、承認された。

8 会議内容

別紙「会議録要旨」のとおり

9 会議資料

(1) 報告事項資料

- ① 資料1：令和元年度情報公開及び個人情報保護制度の実施状況
- ② 資料2：令和元年度個人情報取扱事務の各種届出
- ③ 資料3：令和元年度防犯カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの設置状況及び外部提供の実績

(2) 審議事項資料

- ① 資料4：特定個人情報保護評価書意見照会書、特定個人情報保護評価書（案）及びチェックリスト【市民課】

令和２年度(2020 年度)
第２回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録要旨

１ 開 会

- 司会（宮内課長）による開会挨拶、会議資料の確認等
- 議長（石川会長）による議事進行へ移行
- 傍聴者の確認 ⇒ 傍聴者なし

２ 報 告

(1) 令和元年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について

- 事務局が資料１「令和元年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況」に基づき、令和元年度の実施状況を報告
- 質疑応答
なし

(2) 令和元年度個人情報取扱事務の各種届出について

- 事務局が資料２「令和元年度個人情報取扱事務各種届出一覧」に基づき、令和元年度中に届出が完了した各種届出について報告
- 質疑応答
なし

(3) 令和元年度防犯カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの運用状況について

- 事務局が資料３「令和元年度防犯カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの設置状況及び外部提供の実績」に基づき、運用状況を報告

- 質疑応答

① 事件性があるような場合に防犯カメラの映像を外部提供すると思うが、保存期間が短すぎて問題になったことはないか。

（事務局）

事務局に保存期間が短すぎることにについて報告は受けていない。しかし、過去にいた部署ではなりすましによる申請があり本人が気づき、警察に相談し、発覚したが、その時点で最初の申請から６、７か月経過していて保存期間が過ぎていた事例はあった。

3 審 議

(1) 特定個人情報保護評価書に関する意見照会について【市民課】

【諮問】

市民課の住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について、審議会の意見を求めるもの

【審議】

- 事務局及び諮問実施機関が、「特定個人情報保護評価書（案）」に基づき、諮問趣旨を説明

- 質疑応答

- ① 住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル、3つの特定個人情報ファイルの取扱いについて、チェックをするということによいか。

（諮問実施機関）

その通りである。

- ② ファイルとは、情報が入っているデータの集まりになると思うが、システムを利用し、アクセスして情報を見るという理解で間違いないか。

（諮問実施機関）

住民登録をするためのシステムが入ったパソコンがあり、そのパソコンで登録された住民情報の集合が住民基本台帳ファイルになる。住民登録等を行うとシステムを介して、必要な場所に必要な情報が送信される仕組みになっている。

- ③ 各特定個人情報ファイルの違いとシステムの連携について教えてほしい。

（諮問実施機関）

既存住基システムを用いて、住民票の作成等を行い、その内容が住民基本台帳ファイル及び本人確認情報ファイルに反映される。住民基本台帳ネットワークシステムは、広域交付住民票といい、他市の住民の住民票を発行する際等に使用されるシステムである。送付先情報ファイルは個人番号を通知する際に使用するファイルである。

- ④ 市町村 CS とは何のことか。

（諮問実施機関）

市町村コミュニケーションサーバーである。

- ⑤ 略称を使用する場合は、先に正式名称を記載した方がわかりやすいのではないか。また、略称が統一されていない部分もあるので、統一した方が良いのではないか。

（諮問実施機関）

内容を確認し、修正する。

- ⑥ 委託先名に記載のある株式会社アイネスはどのような会社で何を委託するのか。

（諮問実施機関）

株式会社アイネスはシステムを開発・保守・運用を行っており、複数の官公庁向けのシステムを扱っている会社である。既存住基システム、団体内統合宛名システム、コンビニ交付システム、これらの保守・運用を委託している。

- ⑦ 委託先に特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由は何か。

（諮問実施機関）

システムは株式会社アイネスが開発しており、保守・運用も専門知識を持っているこの会社に委託する必要があるため。

- ⑧ 特定個人情報の保管について、保護管理責任者を指定し、責任を明確にした方が良いのではないか。

（諮問実施機関）

内容を確認し、必要があれば追加する。

- ⑨ 提供先、移転先における用途に根拠法令が記載されているが、これでわかりやすいのか。

（諮問実施機関）

内容を確認し、必要があれば修正する。

- ⑩ 災害等で特定個人情報のデータが消えてしまった場合、復旧できるのか。

（諮問実施機関）

市役所とは別の場所にデータセンターがあり、バックアップを取っているため、データが消えてしまった場合でも復旧できる。

- ⑪ 本人確認情報ファイルの保管場所について、紙文書に関する記載はないが、紙文書を保管することはないのか。

(諮問実施機関)

本人確認情報ファイルは紙文書を保管することはない。

- ⑫ 住民基本台帳ファイルの消去方法には、サーバーやパソコン等の処分について記載があるが、本人確認情報ファイルにその記載がないのは理由があるのか。

(諮問実施機関)

確認して、必要があれば修正する。

- ⑬ 委託内容が特定個人情報ファイルごとに違いがあるが、何か理由があるのか。また、委託内容は委託の範囲を明確にした方が良いのではないか。

(諮問実施機関)

確認して、必要があれば修正する。

- ⑭ 越谷市のシステムと地方公共団体情報のシステムが繋がっているのであれば、データのやり取りの履歴は残らないのか。また残るとすれば、保存期間はどのくらいか。

(諮問実施機関)

データのやり取りの履歴は残る。保存期間については確認し、必要があれば追記する。

- ⑮ 提供と移転の違いは。

(諮問実施機関)

提供は越谷市以外の外部の機関に特定個人情報を提供すること、移転は、越谷市内部の機関同士で特定個人情報を利用することである。

- ⑯ 住民異動届は代理人が届出できるが、その際委任状の他に必要書類はあるか。

(諮問実施機関)

委任状以外に書類は求めない。代理人申請の場合、代理人の本人確認も行うので、疑義が発生した場合は、システムで代理人の本人確認情報等が正しいか確認し、不正な申請を防いでいる。

- ⑰ コンピューターウィルス監視ソフト等対策を行っているが、今後求められる対策も変わってくると思うが、その対応はどうするのか。

(諮問実施機関)

定期的にコンピューターウィルス監視ソフトを更新し、最新のウィルスに対応できるように対策している。

- ⑱ アクセスログや操作ログはどのくらい保存されるのか。また委託先も対象になるのか。

(諮問実施機関)

アクセスログ等については、各システムにおいて必要と思われる期間をそれぞれ保存している。委託先も同様にアクセスログ等を記録している。

- ⑲ 委託業者に対して、個人情報の取扱い等に違反した場合は、罰則はあるのか。

(諮問実施機関)

越谷市個人情報保護条例に罰則規定があり、委託先も対象になる。

- ⑳ 提供、移転の記録について、保存期間も記録した方が良いのではないか。

(諮問実施機関)

正確な保存期間があるのか、確認し、必要があれば追記します。

【結果】

意見照会の内容を承認し、別紙答申書(案)のとおり答申することを決定した。

4 閉 会

- 司会（宮内課長）による閉会挨拶

<答申書（案）>

越情審議第11号

令和2年(2020年)8月19日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和2年7月16日付け越市民第285号で意見照会のありました住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。